

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001 令和7年04月01日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約（京銀カードサービス株式会社、株式会社JCB）（ふるさとチョイス）	予定 総額	10,904,000		10,904,000	行財政局総務部総務課	京銀カードサービス株式会社 株式会社ジェーシーピー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（株式会社ジエーピー）	予定 総額	24,244,000		24,244,000	行財政局総務部総務課	株式会社ジエーピー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（ANAあきんど）	予定 総額	22,458,000		22,458,000	行財政局総務部総務課	ANAあきんど株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004 令和7年04月01日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約（京都クレジットサービス、三菱UFJニコス）（ふるさとチョイス）	予定 総額	10,904,000		10,904,000	行財政局総務部総務課	三菱UFJニコス株式会社 京都クレジットサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（さとふる）	予定 総額	271,022,000		271,022,000	行財政局総務部総務課	株式会社さとふる	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（トラストバンク）	予定 総額	299,860,000		299,860,000	行財政局総務部総務課	株式会社トラストバンク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（楽天）	予定 総額	223,197,854		223,197,854	行財政局総務部総務課	楽天グループ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008 令和7年04月01日	京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託（株式会社JTBふるさと開発事業部）	予定 総額	3,680,420,000		3,680,420,000	行財政局総務部総務課	株式会社JTBふるさと開発事業部	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
009 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（ふるなび）	予定 総額	743,328,037		743,328,037	行財政局総務部総務課	株式会社アイモバイル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010 令和7年04月01日	京都市ふるさと納税等プロモーション業務委託（株式会社シフトセブンコンサルティング）	予定 総額	40,000,000		40,000,000	行財政局総務部総務課	株式会社シフトセブンコンサルティング	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
011 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（株式会社一休）	予定 総額	190,240,000		190,240,000	行財政局総務部総務課	株式会社一休	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（三越伊勢丹）	予定 総額	77,652,000		77,652,000	行財政局総務部総務課	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（大阪ガス株式会社）	予定 総額	6,453,280		6,453,280	行財政局総務部総務課	大阪ガス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014 令和7年04月01日	ふるさと納税ワンストップ特例申請の受付業務委託契約（株式会社シフトセブンコンサルティング）	予定 総額	6,996,000		6,996,000	行財政局総務部総務課	株式会社シフトセブンコンサルティング	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（丸紅株式会社）	予定 総額	5,614,000		5,614,000	行財政局総務部総務課	丸紅株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
016 令和7年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約（株式会社JALUX）	予定 総額	10,298,000		10,298,000	行財政局総務部総務課	株式会社JALUX	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
017 令和7年08月20日	ふるさと納税支援業務委託契約（阪急阪神百貨店）	予定 総額	11,101,000		11,101,000	行財政局総務部総務課	株式会社阪急阪神百貨店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018 令和7年04月01日	京都市役所内店舗区画に係るプロパティマネジメント業務		17,985,000		17,985,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社ザイマックス関西	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有 4
019 令和7年04月02日	井門明治安田生命ビル3階(137.62坪)退去に伴うビル内原状回復業務		9,526,000		9,526,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社ザイマックス関西	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020 令和7年04月02日	井門明治安田生命ビル2階(120.04坪)退去に伴うビル内原状回復業務		8,998,000		8,998,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社ザイマックス関西	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
021 令和7年04月01日	中信御池ビル（3,4,5階）退去に伴うビル内原状回復業務		13,057,000		13,057,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社増田組	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022 令和7年05月20日	京都市庁舎中長期保全計画策定業務		7,667,000		7,667,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
023 令和7年04月01日	財務会計システム保守等業務委託	44,937,200		44,937,200	行財政局総務部総務事務センター	令和7年度京都市行政業務情報化財務会計システム保守委託業務複数事業者連合体	政令第11条第1項第1号	物品			
024 令和7年04月01日	令和7年度 庶務事務システム保守	61,471,300		61,471,300	行財政局総務部総務事務センター	「令和7年度 庶務事務システム保守」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
025 令和7年06月30日	税制改正大綱に伴うシステム改修対応業務	67,151,700		67,151,700	行財政局総務部総務事務センター	「税制改正大綱に伴うシステム改修対応業務」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
026 令和7年07月29日	給与制度改正に係るシステム改修（管理職勤勉手当算定基礎の扶養手当除算）対応業務	5,863,000		5,863,000	行財政局総務部総務事務センター	「給与制度改正に係るシステム改修（管理職勤勉手当算定基礎の扶養手当除算）」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027 令和7年08月01日	旅費制度改革に係る総務事務センター関連システム改修	10,926,300		10,926,300	行財政局総務部総務事務センター	「旅費制度改革に係る総務事務センター関連システム改修」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028 令和7年08月08日	給与制度改正に係るシステム改修（特別職給与条例改正対応）	9,303,800		9,303,800	行財政局総務部総務事務センター	「給与制度改正に係るシステム改修（特別職給与条例改正対応）」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029 令和7年09月01日	令和7年度給与制度改正に係るシステム改修について（部分休業）	45,958,000		45,958,000	行財政局総務部総務事務センター	「令和7年度給与制度改正に係るシステム改修について（部分休業）」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
030 令和7年06月04日	経常事務の点検業務に係る委託契約	29,975,000		29,975,000	行財政局しごとの仕方改革推進室	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031 令和7年04月01日	京都市防災ポータルサイト保守業務委託	5,253,600		5,253,600	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
032 令和7年04月01日	IP告知システム保守業務委託	6,149,000		6,149,000	行財政局防災危機管理室	株式会社D T S W E S T	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033 令和7年04月01日	280MHzデジタル同報無線システム保守業務委託	11,437,360		11,437,360	行財政局防災危機管理室	東京テレメッセージ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034 令和7年04月01日	気象観測システム保守業務委託	5,225,000		5,225,000	行財政局防災危機管理室	一般財團法人日本気象協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035 令和7年04月15日	京都市防災情報システム更新業務	108,680,000		108,680,000	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
036 令和7年04月01日	280MHzデジタル同報無線システム更新業務	9,509,281		9,509,281	行財政局防災危機管理室	東京テレメッセージ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
037 令和7年04月01日	避難情報伝達システム更新業務	16,434,000		16,434,000	行財政局防災危機管理室	株式会社D T S W E S T	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038 令和7年09月09日	避難情報案内システム更新業務	11,213,840		11,213,840	行財政局防災危機管理室	ソレキア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039 令和7年08月15日	被災者支援システム導入に係る区役所・支所LGWAN環境整備業務	10,241,550		10,241,550	行財政局防災危機管理室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040 令和7年04月01日	行政業務情報化人事給与システム保守委託契約	36,036,000		36,036,000	行財政局人事部人事課	給与システム保守業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041 令和7年04月01日	人事評価システム運用保守業務	6,215,000		6,215,000	行財政局人事部人事課	株式会社ケー・ティー・シー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
042 令和7年04月01日	令和7年度定型業務の自動化に向けたRPA導入業務	10,709,600		10,709,600	行財政局人事部人事課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043 令和7年04月01日	テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用	12,493,800		13,653,750	行財政局人事部人事課	株式会社インターネットイニシアティブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
044 令和7年04月01日	リモートアクセス用ソフトウェア（MagicConnect）調達業務	18,152,640		18,152,640	行財政局人事部人事課	扶桑電通株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045 令和7年04月01日	kintoneのライセンス調達業務等	8,696,600		8,696,600	行財政局人事部人事課	株式会社大塚商会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
046 令和7年04月01日	京都市の課題解決に向けた施策の立案及び試行実施に関する企画運営業務	6,640,000		6,640,000	行財政局人事部人事課	株式会社DML	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
047 令和7年04月01日	令和7年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）にかかる委託契約	予定 総額	53,215,000		53,215,000	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
048 令和7年04月01日	令和7年度京都市職員定期健康診断（節目健診代替分）にかかる委託契約	予定 総額	15,040,000		15,040,000	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
049 令和7年05月13日	つなぎ手人材育成研修		5,988,400		5,988,400	行財政局人事部人事課	ツナグム共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
050 令和7年04月01日	令和7年度包括外部監査契約	14,976,500円を上 限とする金額		14,976,500円を上 限とする金額	行財政局コンプライ アンス推進室	有田耕介	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051 令和7年09月03日	令和7年度花園1地区地籍調査業務委託（F、G工程（2項委 託））	1,760,000		1,760,000	行財政局管財契約部 資産管理課	公益社団法人京都公共団体登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
052 令和7年04月01日	令和7年度京都市電子入札システム保守管理業務委託	47,536,005		47,536,005	行財政局管財契約部 契約課	令和7年度京都市電子入札シ ステム保守管理業務複数事業者連 合体	政令第11条第1項第1号	物品			
053 令和7年04月01日	電子入札システム機器更新作業	81,066,370		81,066,370	行財政局管財契約部 契約課	富士通J a p a n株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
054 令和7年04月01日	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税 支援システム端末機器等のSEサポート業務	6,811,200		6,811,200	行財政局税務部税制 課	京都市税務オンラインシステム 及び京都市個人市・府民税課税 支援システム端末機器等のSE サポート業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
055 令和7年07月25日	受渡システム端末設定等作業委託	6,085,530		6,085,530	行財政局税務部税制 課	受渡システム端末増設に伴う機 器設置等作業委託コンソーシア ム	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
056 令和7年05月30日	税務部及び市税事務所の庁舎移転に伴う端末機器等の移設等作 業委託	58,269,200		58,269,200	行財政局税務部税制 課	税務部及び市税事務所の庁舎移 転に伴う端末機器等の移設等作 業委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
057 令和7年04月01日	税証明書コンビニ交付システム運用保守業務	7,893,600		11,306,240	行財政局税務部税制 課	税証明書コンビニ交付シ ステム運用保守業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
058 令和7年04月01日	令和7年度電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託	5,856,180		5,856,180	行財政局税務部税制 課	株式会社インチック	地方自治法施行令第167条の2第1 項第7号	物品			
059 令和7年04月01日	京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託	56,473,956		56,473,956	行財政局税務部税制 課	京都市個人市・府民税課税支 援システムの運用保守委託業務コ ンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
060 令和7年09月02日	令和7年度地方税電子申告システム機器更改作業	14,735,600		14,735,600	行財政局税務部税制 課	令和7年度地方税電子申告シ ステム機器更改作業コンソーシア ム	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
061 令和7年04月01日	令和7年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支 援システムに係るサービス提供（運用保守）業務	93,060,000		93,060,000	行財政局税務部資產 稅課	「令和7年度 京都市固定資產 稅・都市計画税（土地・家屋） 課税支援システムに係るサービ ス提供（運用保守）業務委託」 コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
062 令和7年04月01日	固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和7年度）	34,870,000		34,870,000	行財政局税務部資產 稅課	株式会社ゼンリン	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品	有		
063 令和7年04月01日	固定資産税（土地）評価替え業務（令和7年度）	41,750,500		41,750,500	行財政局税務部資產 稅課	大和不動産鑑定株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
064 令和7年04月01日	固定資産税土地評価入力支援業務委託	34,760,000		34,760,000	行財政局税務部資產 稅課	株式会社両備システムズ	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
065 令和7年07月16日	固定資産税（土地）に係る令和8年度の時点修正に関する業務委託（令和6年7月1日から令和7年7月1日までの時点修正率）	22,410,400		22,410,400	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
066 令和7年09月25日	令和9基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務委託	147,436,421		147,436,421	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
067 令和7年03月31日	令和7年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託	19,893,357		19,893,357	行財政局市税事務所法人諸税室	TOPPANエッジ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
068 令和7年04月01日	京都市滞納整理支援システムの保守運用	5,709,000		5,709,000	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	「滞納整理支援システムの保守運用」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
069 令和7年08月04日	京都市滞納整理支援システム機能改修委託業務（宿泊税対応）	14,983,430		14,983,430	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	「京都市滞納整理支援システム機能改修委託業務（宿泊税対応）」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
070 令和7年04月01日	コンビニエンスストア及びスマートフォン用決済アプリにおける個人市府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び同税目に係る延滞金の収納事務及び代理納付事務	予定総額 71,610,000		71,610,000	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	三菱UFJニコス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
071 令和7年04月01日	市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務	予定総額 32,640,949		32,640,949	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
072 令和7年06月16日	税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応）（開発））	34,164,262		34,164,262	行財政局市税事務所軽自動車税事務所	税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応））コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
073 令和7年09月02日	税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応）（総合テスト））（令和7年度分）	7,294,540		7,294,540	行財政局市税事務所軽自動車税事務所	税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応））コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

1 件名

クレジットカード会社との寄付金立替払契約（京銀カードサービス株式会社、株式会社 JCB）
(ふるさとチョイス)

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731 番地
京銀カードサービス株式会社
東京都新宿区大久保 3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
株式会社ジェーシービー

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 10,904,000 円

7 契約内容

クレジットカード決済による寄付金の立替払契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（株式会社ジーエーピー）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都品川区西五反田8丁目1番14号 最勝ビル4F
株式会社ジーエーピー

6 契約金額（税込み）

（予定総額）24,244,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「G-Ca11ふるさと納税」については、高額所得者を会員とするカード会社と連携したPR策の実施など、高額寄付者向けのサービスを充実させていることから、寄付単価が高く、本市への高額寄付が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社ジーエーピーと契約する必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（ANAあきんど）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都中央区日本橋二丁目14番1号

ANAあきんど株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）22,458,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、「ANAのふるさと納税」が優れており、高い增收効果が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社であるANAあきんど株式会社と契約をおこなう必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

クレジットカード会社との寄付金立替払契約（京都クレジットサービス、三菱UFJニコス）（ふるさとチョイス）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京都クレジットサービス株式会社

東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）10,904,000円

7 契約内容

クレジットカード決済による寄付金の立替払契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（さとふる）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる

6 契約金額（税込み）

（予定総額）271,022,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、「さとふる」が優れており、高い增收効果が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社さとふると契約をおこなう必要があるため、京都ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（トラストバンク）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク

6 契約金額（税込み）

（予定総額）299,860,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、「ふるさとチョイス」が優れており、高い增收効果が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社トラストバンクと契約をおこなう必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（楽天）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）223,197,854円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、「楽天ふるさと納税」が優れており、高い增收効果が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である楽天グループ株式会社と契約をおこなう必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託（株式会社 JTB ふるさと開発事業部）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号 JTB ビル 4 階
株式会社 JTB ふるさと開発事業部

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 3,680,420,000 円

7 契約内容

ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により公募を行ったところ、当該事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、委託事業者として認められたため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（ふるなび）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社アイモバイル

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 743,328,037円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、「ふるなび」が優れており、高い增收効果が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社アイモバイルと契約をおこなう必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市ふるさと納税等プロモーション業務委託（株式会社シフトセブンコンサルティング）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5 読売九州ビル5階
株式会社シフトセブンコンサルティング

6 契約金額（税込み）

（予定総額）40,000,000円

7 契約内容

ふるさと納税等に係るプロモーション業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、受託者の提案力、プロモーション能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要がある。そのため、プロポーザル方式で選定する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により公募を行ったところ、当該事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、委託事業者として認められたため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（株式会社一休）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社一休

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 190,240,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

株式会社一休が運営するふるさと納税ポータルサイト「一休.com ふるさと納税」は、富裕層から人気の宿泊施設を多く取り扱っており、本市に対する寄付のうち多数を占める宿泊を返礼とする寄付の更なる増加が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社一休と契約する必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（三越伊勢丹）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区鳥丸通塩小路下ル東塩小路町
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 77,652,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹が運営するふるさと納税ポータルサイト「三越伊勢丹ふるさと納税」については、百貨店バイヤーが調達を行い、百貨店が取り扱う厳選した返礼品を多数掲載しており、また百貨店という実店舗における、顧客への直接的な訴求効果も期待でき、寄付上限額の高い富裕層からの更なる寄付増加が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社ジェイアール西日本伊勢丹と契約する必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（大阪ガス株式会社）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号
大阪ガス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 6,453,280円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

大阪ガスが運営する「関西おでかけ納税」は寄付者がその場で利用できるチケットを発行できる点で他のサイトと比較して利便性が高く、また、大阪ガスが持つ飲食店ネットワークを活用できる点で更なる寄付獲得が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である大阪ガスと契約を行う必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税ワンストップ特例申請の受付業務委託契約（株式会社シフトセブンコンサルティング）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5 読売九州ビル5階
株式会社シフトセブンコンサルティング

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 6,996,000円

7 契約内容

ふるさと納税ワンストップ特例申請の受付業務契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ふるさと納税管理等業務委託のうちワンストップ特例申請の受付業務については、株式会社JTBから株式会社シフトセブンコンサルティング（以下、「シフトセブン」という。）に再委託されており、シフトセブンが運営するふるさと納税業務管理サイト「ふるさと納税do」を利用予定である。

また、ワンストップ特例申請においては、寄付者の利便性の観点からオンラインでの受付が有効であるため、「ふるさと納税do」の自治体マイページの機能を追加する必要がある。

「ふるさと納税do」サービスの取扱に関しては、運営会社であるシフトセブンと契約を締結する必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（丸紅株式会社）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）5,614,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

丸紅株式会社が運営する「ふるさとらべる」はふるさと納税ポータルサイトとしては後発であるが、寄付者がその場で宿泊代に利用できるクーポンを発行できる点で他のサイトと比較して宿泊に特化したポータルサイトであり、旅行型返礼品を主力とする本市との親和性も高く、更なる寄付獲得が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である丸紅株式会社と契約を行う必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（株式会社 J A L U X）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 12F
株式会社 J A L U X

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 10,298,000 円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「J A L ふるさと納税」については、J A L 会員への訴求効果が高く、高い增收効果が見込まれるため、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社 J A L U X と契約する必要があるため、京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約（阪急阪神百貨店）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和7年8月20日

4 履行期間

令和7年8月20日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区角田町8番7号

株式会社阪急阪神百貨店

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 11,101,000円

7 契約内容

ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

株式会社阪急阪神百貨店が運営する「阪急阪神百貨店プレミアムふるさと納税」については、百貨店の外商員が担当外商顧客に対し京都市内の高級料理店のコース料理を返礼品として、直接ご寄付を提案するサービスである。富裕層に対して直接的にアプローチできるものであり、本市に対する寄付の更なる増加が見込まれることから、導入するもの。本ポータルサイトに情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社阪急阪神百貨店と契約を行う必要があるため、相手方として選定する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市役所内店舗区画に係るプロパティマネジメント業務

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号
株式会社ザイマックス関西

6 契約金額（税込み）

17,985,000円

7 契約内容

市役所西庁舎及び北庁舎の寺町通沿いの1階部分に設置する店舗区画に関し、入居店舗の誘致や交渉、賃貸借業務の代行等の運営管理業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市役所内店舗区画の入居店舗の誘致や交渉、賃貸借業務の代行等の運営管理業務（プロパティマネジメント業務）を事業者に委託するにあたって、市庁舎がより多くの市民等で賑わい、親しまれるよう取り組むと同時に、本市の収入の確保にもつながる持続可能な運営を図るという契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における公募型プロポーザル方式によって契約の相手方を選定する必要があった。

公募型プロポーザル方式により、「京都市役所内店舗区画に係る運営業務受託候補者選定会議」での審査も踏まえ、多様な視点から受託候補者選定の審査を行った結果、株式会社ザイマックス関西が受託候補者として最も相応しいと判断したため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

井門明治安田生命ビル3階(137.62坪)退去に伴うビル内原状回復業務

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和7年4月2日

4 履行期間

令和7年4月3日から令和7年8月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号

株式会社ザイマックス関西

6 契約金額（税込み）

9,526,000円

7 契約内容

井門明治安田生命ビル3階(137.62坪)の執務室(幼保総合支援室)の退去に伴い、当該執務室の原状回復業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

退去に伴う執務室の原状回復業務については、賃貸人が指定する事業者が行うこととされているため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

井門明治安田生命ビル2階(120.4坪)退去に伴うビル内原状回復業務

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和7年4月2日

4 履行期間

令和7年4月3日から令和7年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号

株式会社ザイマックス関西

6 契約金額（税込み）

8,998,000円

7 契約内容

井門明治安田生命ビル2階(120.4坪)の執務室(介護ケア推進課)の退去に伴い、当該執務室の原状回復業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

退去に伴う執務室の原状回復業務については、賃貸人が指定する事業者が行うこととされているため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中信御池ビル（3, 4, 5階）退去に伴うビル内原状回復業務

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月2日から令和7年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区京町北7丁目21番地1
株式会社増田組

6 契約金額（税込み）

13,057,000円

7 契約内容

中信御池ビル（3、4、5階）の執務室（生活福祉課、保険年金課、監査指導課）の退去に伴い、当該執務室の原状回復業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

退去に伴う執務室の原状回復業務については、賃貸人が指定する事業者が行うこととされているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市庁舎中長期保全計画策定業務

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和7年5月20日

4 履行期間

令和7年9月1日から令和8年2月27日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区瓦町3丁目6番5号
株式会社日建設計

6 契約金額（税込み）

7, 667, 000円

7 契約内容

令和7年3月に京都市庁舎全体の整備計画が完了し、今後、各庁舎を計画的かつ合理的に維持管理していくため、その基本となる各庁舎の中長期保全計画を策定する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

中長期保全計画とは、「建築物などの長寿命化を図るために、中長期的な修繕計画を立てたものであり、修繕の需要を予測し、将来の修繕を効率的に行うための基礎資料となるもの」である。

設計から工事まで8年半に及ぶ新庁舎整備事業においては、4つの庁舎の設備システムは複雑で特殊設備も多く設置されており、また、段階的に供用開始されてきたため、各部位・設備の設置年にばらつきがある。さらに本庁舎改修工事においては、建築部材は新設部分と既存改修部分、既存残置部分が混在しており、通常の建築物とは大きく異なる特性をもっている。

中長期保全計画策定にあたっては、4つの庁舎で複雑に関連する設備システムや当初からの設計意図、工事に関する経緯を熟知するとともに、これらを効率的に保全できる計画を立案する知識・能力等を有することが必要であり、当初からの設計事務所しか行い得ない業務であることから、京都市新庁舎整備事業の基本設計及び実施設計業務（平成26年度～28年度）並びに工事監理業務委託（平成29年度～令和6年度）を受託していた㈱日建設計大阪オフィスを契約の相手方とする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

財務会計システム保守等業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

令和7年度京都市行政業務情報化財務会計システム保守委託業務複数事業者連合体

京都府京都市下京区四条通麁屋町西入立売東町1

代表者 富士通Japann株式会社

6 契約金額（税込み）

44,937,200円

7 契約内容

予算・収入・支出・決算等を行うための財務会計システムについての運用、保守等を行う。（運用管理保守業務、システム改修・保守業務、端末操作研修、システム関係問い合わせ対応、改善報告）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

財務会計システムは、財務会計事務に係る基幹システムであり、障害が生じた場合は、日常業務に大きな影響を及ぼす可能性がある。

障害が生じた際の復旧作業においては、その原因（ハードウェア、アプリケーション、OS及びミドルウェア等）を正確かつ迅速に解明し、有効な対策を講じなければならない。

本システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）及び株式会社イメージ（旧名都築通信技術株式会社、ハードウェアの開発）並びに富士通エフ・オー・エム株式会社（旧名 富士通オフィス機器株式会社、ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

また、本システムは、本市の業務内容に合わせて独自に設計・開発されたものであり、その仕様は、不正な改ざんやデータの破壊等を防止する目的で非公開にしている。

よって、本システムを運用する技術は、本システムを開発し、運用・保守してきた京都市行政業務情報化財務会計システム保守委託業務複数事業者連合体（以下「本連合体」）のみが有しており、他の事業者では実施することが不可能なため。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 1号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度 庶務事務システム保守

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「令和 7 年度 庶務事務システム保守」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

61,471,300 円

7 契約内容

庶務事務システムの保守業務及び障害対応

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

庶務事務システムは、コンソーシアムの代表である日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。

本委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

税制改正大綱に伴うシステム改修対応業務

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和7年6月30日

4 履行期間

令和7年6月30日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「税制改正大綱に伴うシステム改修対応業務」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

67,151,700円

7 契約内容

庶務事務システム及び人事給与システムについて、令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱を基に、改修を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

庶務事務システム及び人事給与システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属している。また、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している同社を代表とした上記委託先のみが有しております、他の業者では実施することが不可能である。以上のとおり、契約の相手方が特定されるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

給与制度改正に係るシステム改修（管理職勤勉手当算定基礎の扶養手当除算）対応業務

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和7年7月29日

4 履行期間

令和7年7月29日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「給与制度改正に係るシステム改修（管理職勤勉手当算定基礎の扶養手当除算）」に係るコンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

5,863,000円

7 契約内容

人事給与システムについて、管理職の勤勉手当に係る給与制度改正に対応するため、改修を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

人事給与システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属している。また、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している同社を代表とした上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。以上のとおり、契約の相手方が特定されたため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

旅費制度改正に係る総務事務センター関連システム改修

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和7年8月1日

4 履行期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「旅費制度改正に係る総務事務センター関連システム改修」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

10,926,300円

7 契約内容

庶務事務システムについて、旅費に係る給与制度改正に対応するため、改修を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

庶務事務システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属している。また、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している同社を代表とした上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。以上のとおり、契約の相手方が特定されたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

給与制度改正に係るシステム改修（特別職給与条例改正対応）

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和7年8月8日

4 履行期間

令和7年8月8日から令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

給与制度改正に係るシステム改修（特別職給与条例改正対応）コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

9,303,800円

7 契約内容

人事給与システムについて、特別職給与条例改正に対応するため、システムの改修を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

人事給与システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属している。また、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している同社を代表とした上記委託先のみが有しております、他の業者では実施することが不可能である。以上のとおり、契約の相手方が特定されるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度給与制度改革に係るシステム改修について（部分休業）

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和 7 年 9 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「令和 7 年度給与制度改革に係るシステム改修について（部分休業）」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

45,958,000 円

7 契約内容

庶務事務システム及び人事給与システムについて、部分休業に係る給与制度改革に対応するため、改修を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

庶務事務システム及び人事給与システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属しており、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、現在に至るまで同社に保守管理を委託している。また、他コンソーシアムのメンバーであるNECソリューションイノベータ株式会社及び信華信（大連）ソフトウェアサービス股份有限公司について、開発時から当該システムの改修に携わっており、当該システムの仕様を熟知している。したがって、当該システムの改修は、排他的権利を有している日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムしか履行できないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

経常事務の点検業務に係る委託契約

2 担当所属名

行財政局しごとの仕方改革推進室

3 契約締結日

令和7年6月4日

4 履行期間

令和7年6月5日から令和8年7月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社

6 契約金額（税込み）

29,975,000円（別途令和8年度に点検に基づく改善提案により得られた成果の50%の成果連動払いあり）

7 契約内容

経常的な事務について、新たに公民連携手法を取り入れ、民間事業者のノウハウを活用した点検を行い、改善を図るとともに、マニュアルの作成及び研修の実施により点検の視点を全庁に共有する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

経常事務の点検業務は、民間事業者のノウハウを活用して、事務（契約等）を点検する事業であることから、契約相手方の経験に基づくノウハウ等により、履行方法が異なり、価格のみでの競争になじまないため、提案書等による評価（公募型プロポーザル方式）により、受託者を選定。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）に基づき、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるものに該当するため、公募型プロポーザルを実施し、審査によって選定。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市防災ポータルサイト保守業務委託

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社

6 契約金額（税込み）

5,253,600円

7 契約内容

京都市防災ポータルサイトの運用支援及びサーバ機器等の障害発生時等における応急復旧体制を確保するための保守業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市防災ポータルサイトは、西日本電信電話株式会社が構築しており、システムの詳細設計については一般に公開していない。

そのため、システム構築業者以外の者が保守管理を行うとなると、システム構築業者と保守業者における責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になる等、契約の目的を達成できない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

IP告知システム保守業務委託

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通麁屋町西入立売東町28-2
株式会社D T S W E S T

6 契約金額（税込み）

6,149,000円

7 契約内容

I P 告知システムの障害発生時等における応急復旧体制を確保するための保守業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

I P 告知システムは、株式会社D T S W E S Tが構築しており、システムの詳細設計については一般に公開していない。

そのため、システム構築業者以外の者が保守管理を行うとなると、システム構築業者と保守業者における責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になる等、契約の目的を達成できない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

280MHzデジタル同報無線システム保守業務委託

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区西新橋二丁目35番2号
東京テレメッセージ株式会社

6 契約金額（税込み）

11,437,600円

7 契約内容

280MHzデジタル同報無線システムの、システム運用維持及びシステム障害監視に加え、障害発生時のリモート障害対応の体制を確保するため保守業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

280MHzデジタル同報無線システムは、東京テレメッセージ株式会社が開発したシステムであり、本システムの詳細設計については一般に公開しておらず、また法令上、無線免許人以外の者が許可なく無線機調整することができないことから、他の業者では契約目的を達成し得ない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

気象観測システム保守業務委託

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号
一般財団法人日本気象協会

6 契約金額（税込み）

5,225,000円

7 契約内容

京都市気象観測システムのサーバ機器について、障害発生時等における応急復旧体制を確保するため、保守業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市気象観測システムは、一般財団法人日本気象協会が開発しており、プログラム及びデータベース構造等を一般に公開しておらず、他の業者が本業務を行うことができない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市防災情報システム更新業務

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年4月15日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸三条上ル場之町604

西日本電信電話株式会社

6 契約金額（税込み）

108,680,000円

7 契約内容

現行システムは、令和元年度の危機管理センター設置時に整備したものであり、耐用年数超過による保守期限切れを令和7年度末に迎えることから機器を更新し、また、令和6年能登半島地震等の大規模な自然災害や北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発していることを受け、消防庁から「全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）」への対応を求められていることから、機能拡張を併せて行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

防災情報システムは、西日本電信電話株式会社が構築しており、システムの詳細設計については一般に公開しておらず、プログラムソースの著作権は同社に帰属する。

そのため、同社以外の業者が機器更新及び機能改修を行うことができず、仮に他業者がサーバ機器を準備したとしてもソースの流用が不可能であり、他業者では更新ができない。

また、保守業者（同社）との責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になる等、契約の目的を達成できない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

280MHzデジタル同報無線システム更新業務

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区西新橋二丁目35番2号
東京テレメッセージ株式会社

6 契約金額（税込み）

9,509,281円

7 契約内容

現行システムのうち耐用年数が超過した機器の更新、防災情報システムとのデータ連携を行うためのシステム改修、局・区等の防災担当部署への本システム受信機配備等を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

280MHzデジタル同報無線システムは、東京テレメッセージ株式会社が構築したシステムであり、本システムの詳細設計については一般に公開しておらず、また法令上、無線免許人以外の者が許可なく無線機調整することができないことから、他の業者では契約目的を達成し得ない。

また、保守業者（同社）との責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になる等、契約の目的を達成できない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

避難情報伝達システム更新業務

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通麁屋町西入立売東町28-2

株式会社D T S W E S T

6 契約金額（税込み）

16,434,000円

7 契約内容

現行システムは、令和元年度の危機管理センター設置時に整備したものであり、耐用年数超過による保守期限切れを令和7年度末に迎えることから機器を更新し、また、令和6年能登半島地震等の大規模な自然災害や北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発していることを受け、消防庁から「全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）」への対応を求められていることから、機能拡張を併せて行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

避難情報伝達システムは、株式会社D T S W E S Tが構築しており、システムの詳細設計については一般に公開しておらず、プログラムソースの著作権は同社に帰属する。

そのため、同社以外の業者が機器更新及び機能改修を行うことができず、仮に他業者がサーバ機器を準備したとしてもソースの流用が不可能であり、他業者では更新ができない。また、保守業者（同社）との責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になる等、契約の目的を達成できない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

避難情報案内システム更新業務

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年9月9日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通麁屋町西入立堀東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル7階
ソレキア株式会社

6 契約金額（税込み）

11,213,840円

7 契約内容

現行システムは、令和元年度の危機管理センター設置時に整備したものであり、耐用年数超過による保守期限切れを令和7年度末に迎えることから機器を更新し、また、令和6年能登半島地震等の大規模な自然災害や北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発していることを受け、消防庁から「全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）」への対応を求められていることから、機能拡張を併せて行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

避難情報案内システムは、ソレキア株式会社が構築しており、システムの詳細設計については一般に公開しておらず、プログラムソースの著作権は同社に帰属する。

そのため、同社以外の業者が機器更新及び機能改修を行うことができず、仮に他業者がサーバ機器を準備したとしてもソースの流用が不可能であり、他業者では更新ができない。また、保守業者（同社）との責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になる等、契約の目的を達成できない。

以上の理由から、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

被災者支援システム導入に係る区役所・支所 L G W A N 環境整備業務

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和 7 年 8 月 15 日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 28 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区本町 2-5-7

アライドテレシス株式会社

6 契約金額（税込み）

10,241,550 円

7 契約内容

被災者支援システム導入に伴う LAN ケーブルの敷設による通信環境の整備及び L G W A N ネットワーク接続パソコンの調達、設定業務を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件の作業は、 L G W A N 回線（本市ネットワーク部分）の追加等に係る作業であり、本市ネットワークへの接続設定等が必要なことから、その運用管理事業者であるアライドテレシス株式会社以外に履行ができないため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

行政業務情報化人事給与システム保守委託契約

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

令和 7 年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

36,036,000 円

7 契約内容

京都市人事給与システムの保守運用管理

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「行政業務情報化人事給与システム」は、日本電気株式会社が本市との協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用権の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことは不可能である。

また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム運用・保守業務については、NECソリューションイノベータ株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

人事評価システム運用保守業務

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区虎ノ門4-2-12

株式会社ケー・ティー・シー

6 契約金額（税込み）

6,215,000円

7 契約内容

京都市の人事評価システムについての運用・保守を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該システムについては、平成25年度中に実施した公募型プロポーザルにより選定された事業者（上記5の事業者と同一）の保有するパッケージソフトウェアを、本市制度向けにカスタマイズしたものである。

システムの保守・運用管理に当たっては、実施事業者はプログラムの内部情報等を十分に把握しておく必要があるが、当該システムの知的財産権は5の委託業者が有しております、その情報は非公開となっているため、当該事業者以外では運用保守は不可能である。

このため、上記5の事業者との間で随意契約を締結することとする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度定型業務の自動化に向けたRPA導入業務

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町 604
西日本電信電話株式会社

6 契約金額（税込み）

10,709,600 円

7 契約内容

RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）ソフトウェア・実行プログラム等の提供・保守及びRPA操作研修の委託業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市業務には、定型的な業務が幅広く存在しており、本市職員は定型作業に多くの時間を要している。そこで、RPAを導入することで、作業時間を削減し、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的としている。

したがって、単にRPAツールであれば何でもよいということではなく、上記目的を達成するため、多くのアプリケーションに対応できるか、多くの職員が容易に扱える操作性等が求められる。加えて、シナリオ作成に係る研修体制、適切なセキュリティ対策が必要である。そのため、当該業務の調達契約は価格競争である競争入札には適さないことから、随意契約を締結する。

また、当該システムの利用環境及び令和元年度から令和 4 年度に作成されたシナリオを利用できるシステムを提供できるのは、西日本電信電話株式会社のみであるため、西日本電信電話株式会社を契約の相手方とする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

(当 初) 令和7年4月1日

(変更後) 令和7年8月26日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区富士見2丁目10番2号

株式会社インターネットイニシアティブ

6 契約金額（税込み）

(当 初) 12,493,800円

(変更後) 13,653,750円

7 契約内容

テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務）を実施するにあたり、自宅から勤務先を結び付けるインターネット環境を構築するための、通信回線にかかる費用。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（1）随意契約の理由

テレワークの実施にあたり、令和2年3月にテレワーク（在宅勤務、モバイルワーク）に係る通信環境を構築し、現在においても継続して活用している。本契約の相手方は、現在構築しているテレワークに係る通信回線及びモバイルルータの契約先である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在貸与しているモバイルルータ500台及びタブレット端末100台を回収し、SIMカードを入れ替えた後、初期設定を行う等膨大な作業が発生する。上記のことから現在貸与しているモバイルルータを回収することなく、通信回線を提供できる唯一の相手方として株式会社インターネットイニシアティブと契約する。

（2）変更理由

MicrosoftによるWindows10のサポートが令和7年10月で終了するに伴い、セキュリティ上のリスク回避のため、サポート終了までにWindow11へのアップデート及びバージョン変更が必要となつた。これらに対応するため回線量の増量（1,450GB→3,300GB（+1,850GB））に向けて契約内容を変更した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

リモートアクセス用ソフトウェア（MagicConnect）調達業務

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535
扶桑電通株式会社

6 契約金額（税込み）

18,152,640円

7 契約内容

テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務）を実施するにあたり、自宅等から職場PCへのリモートアクセスに必要である、専用ソフトウェア（1,800ライセンス）の調達費用。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新型コロナウィルス感染症防止対策等に係るテレワークの実施にあたり、令和2年3月からテレワーク実施環境を構築し、現在においても継続している。仮に、当該ソフトウェア以外の製品を使用した場合、現在構築しているテレワーク用環境（通信回線、運用委託等）を利用できず、別途一からシステム構築を行うなど、多額の費用が発生してしまうため、引き続き当該ソフトウェアを調達する。

また、本契約の相手方は、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる唯一の相手方である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在利用中のソフトウェアとは別の管理サーバを構築することとなるため、複数のサーバを管理する負担の発生及び同一サーバ内でないとモバイルワーク制度が実施できない等運用上の不具合が発生する。

上記により、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる扶桑電通株式会社を、唯一の相手方として契約する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第　号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

kintoneのライセンス調達業務等

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
株式会社大塚商会

6 契約金額（税込み）

8,696,600円

7 契約内容

kintoneライセンス及びプラグインツールの調達及びkintone活用に対するコンサルティング・サポート等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市業務にkintoneを導入することで、本市職員の作業時間を削減し、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的としている。したがって、単にkintoneを提供できる業者であれば何でもよいということではなく、上記目的を達成するため、アプリケーション開発代行や教育研修等の支援実績、官公庁への実績などが必要である。

そのため、当該業務の調達契約は価格競争である競争入札には適さないことから、公募型プロポーザルにより業者を選定し、随意契約を締結している。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市の課題解決に向けた施策の立案及び試行実施に関する企画運営業務

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区下鴨宮崎町119-1

株式会社DML

6 契約金額（税込み）

6,640,000円

7 契約内容

職員の自由闊達な意見交換から政策を生み出す風通しの良い組織風土を一層醸成するため、本市の課題解決のための局を横断した若手職員中心の小規模チームを設置し、市役所内外の知見も取り入れながら意見交換を行い、課題解決に向けた施策の立案や試行（プロトタイピング）を実施するとともに、報告会において市長や課題所管課等に提案のうえ、課題解決に有効な取組については、政策や予算要求に反映していく仕組みを構築することとしている。本業務は、各チームの円滑なコミュニケーションや自由闊達な意見交換が図られ、課題解決に資する効果的な試行ができるようコーディネートを行うとともに、報告会等の企画運営を行うことを目的とする。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務においては、チームの自由闊達な意見交換が行われ、課題解決に資する施策の立案や試行ができるように伴走してもらう必要があり、業者には、これまで他自治体や民間企業等において施策や商品の立案に関わってきた実績やノウハウが求められるため、価格競争である競争入札には適さない。

したがって、委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により、単に入札による金額のみの比較によるのではなく、最も目的に合致した業者を選定。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）にかかる委託契約

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市職員共済組合

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 53,215,000 円

7 契約内容

定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。

- (1) 本市では、労働安全衛生法第 66 条に基づき、職員に対する定期健康診断（以下「定期健診」という。）を実施しており、人間ドックの受診結果のうち、定期健診相当分の結果の提出をもって、本市実施の定期健診受診の代替とすることを認めている。
- (2) 定期健康診断（人間ドック代替分）の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29 の健診機関（市内 28、市外 1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
- (3) 共済組合は、組合員である人間ドック受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担が少額で済むことから、本市職員が人間ドックを受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が定期健診（人間ドック代替分）に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。

上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度京都市職員定期健康診断（節目健診代替分）にかかる委託契約

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市職員共済組合

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 15,040,000 円

7 契約内容

定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。

- (1) 本市では、節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員（定期健康診断の代替とすることを申し立てた者のみ）について、疾病り患の予防を目的とし、人間ドック実施機関（以下「健診機関」という。）において、通常の定期健診項目より更に精密な検査を受けることができる京都市職員節目健康診断（以下「節目健診」という。）を実施している。
- (2) 節目健診の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
- (3) 共済組合は、組合員である節目健診受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担はないことから、本市職員が節目健診を受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が節目健診に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。

上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（節目健診代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

つなぎ手人材育成研修

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和7年5月13日

4 履行期間

令和7年5月13日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区福大明神町128
ツナグム共同事業体

6 契約金額（税込み）

5,988,400円

7 契約内容

つなぎ手人材育成研修を実施するための内容の企画・立案、資料の作成及び講師の派遣

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

研修のプログラム構成、資料作成、指導方法等は、講師又は研修業者ごとに独自のノウハウがあり、同じ研修目的に対応するプログラムであっても、提案される研修内容はそれぞれ異なったものになることが常である。したがって、研修委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザルにより、単に入札による金額のみの比較によるのではなく、研修目的に最も合致した業者を選定。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度包括外部監査契約

2 担当所属名

行財政局コンプライアンス推進室

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区武者小路通室町東入梅屋町 466 番地ジオグランデ御所西 304 号
有田耕介

6 契約金額（税込み）

14,976,500 円を上限とする金額

7 契約内容

監査を行い、監査の結果に関する報告を提出する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

包括外部監査契約については、地方自治法により、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有し、且つ公認会計士や税理士等の特定の資格を有する者に契約の相手方が限定され、あらかじめ監査委員の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て契約を締結しており、価格のみにより相手方を選定する競争入札には適さないため、随意契約により契約を締結している。

契約の相手方の選定にあたっては、関係団体（当該契約にあたっては、近畿税理士会）に複数の候補者の推薦を依頼し、選考を行い決定している。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度花園 1 地区地籍調査業務委託（F、G 工程（2 項委託））

2 担当所属名

京都市行財政局管財契約部資産管理課

3 契約締結日

令和 7 年 9 月 3 日

4 履行期間

令和 7 年 9 月 4 日から令和 8 年 1 月 30 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町 439 番地 京都土地家屋調査士会館 3 階
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

1,760,000 円

7 契約内容

本件は、花園 1 地区の範囲について、国土調査法第 2 条第 5 項に規定する地籍調査事業を実施するものであり、国土調査法第 10 条第 2 項により、細部図根測量（F I 工程）、一筆地測量（F II-1 工程）、原図作成等（F II-2 工程）及び地積測定（G 工程）を委託するものである。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は花園 1 地区地籍調査事業の実施地区（0.05 km²）において、F 工程及び G 工程を実施するものである。

競争入札に付し入札者がなかった為、花園 1 地区地籍調査事業の実施地区（0.05 km²）において、E 工程「一筆地調査」及び F R 工程「復元測量」を受託している、公益法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「公嘱協会」という。）と価格交渉を行い、予定価格金額より有利な見積金額を提示されたため契約を結ぶものである。

公益法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「公嘱協会」という。）は土地家屋調査士や測量士の体制を整え、仕様書どおりの業務を履行できる事業者となり、本市内の土地境界事情に精通し、業務を円滑に履行できる団体であるといえる。また、E 工程及び F R 工程と並行して業務を行えるため所要の期限内に取りまとめることが容易となると考えられる。

したがって、本業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に該当することから、公嘱協会と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市電子入札システム保守管理業務委託

2 担当所属名

行財政局管財契約部契約課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

令和7年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体

京都市下京区四条通麁屋町西入立売東町1京都フコク生命四条柳馬場ビル

代表者 富士通Japanc株式会社

6 契約金額（税込み）

47,536,005円

7 契約内容

電子入札システム一式の運用保守業務、システム改修保守業務、プロジェクト管理、オンラインサイトヘルプデスク業務、来庁入札システム保守及び障害時対応

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務委託は、次に掲げる理由により、契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適しておらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当することから、令和7年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体 代表者 富士通Japanc株式会社と随意契約を締結したものです。

(1) 運用保守業務

運用保守業務の対象は、本市の電子入札システムのために開発したソフトウェア及び機器である。電子入札システムのソフトウェアは、システムの標準化を図る目的で、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、本市財務会計システムと一緒にものとして構築され、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していないければ、運用保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通Japanc株式会社他に限られる。

(2) システム改修・保守業務

システム改修・保守業務の対象は、運用保守業務の対象と同一である本市の電子入札システム

のために開発したソフトウエアである。本業務は、これらのソフトウエア等の改修作業を行わせるものである。したがって、業務の履行のためには、運用保守業務の履行の場合と同様に、現行のソフトウエア等に関する詳細な技術情報が必要となる。これらのソフトウエア等は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、システム改修・保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通Japanc株式会社他に限られる。

(3) オンサイトヘルプデスク業務

オンサイトヘルプデスク業務については、運用保守業務の対象範囲、システム改修・保守の対象範囲の両方を含んでおり、トラブルの発生時には全システムの動作に関する詳細な知識が必要とされる。これらのシステム全般に関する知識を最も豊富に有しているのは、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通Japanc株式会社他である。

(4) 来庁システム保守

来庁システム保守の対象は、本市の電子入札システムに参加するための専用端末を利用するためには開発したソフトウエアである。来庁入札システムのソフトウエアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通Japanc株式会社他に限られる。

(5) 障害時対応

システムにおける障害の発生時には、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業の実施を行うこととなる。電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されており、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際には、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。本市財務会計システムに関する詳細な技術情報は、財務会計システムの開発業者である富士通株式会社他のみが有しているため、最も迅速、かつ正確に原因分析を行うことができる者は、電子入札システム及び財務会計システムの両方の開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通Japanc株式会社他である。

9 根拠法令

□地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

電子入札システム機器更新作業

2 担当所属名

行財政局管財契約部契約課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和7年12月26日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通麿屋町西入立売東町1京都フコク生命四条柳馬場ビル

富士通 J a p a n 株式会社

6 契約金額（税込み）

81,066,370円

7 契約内容

電子入札システムの機器更新に伴う、京都市仮想化基盤での構築、調整及び、データ移行業務の委託

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市電子入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、本市財務会計システムと一体のものとして富士通 J a p a n 株式会社（富士通株式会社から当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生））が独自に開発したものである。本件の委託業務である機器更新作業（以下「本件委託業務」という。）の履行には、開発業者以外には公開されていないプログラムを含め、全てのシステムを熟知し、現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報を保有している必要がある。

また、電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されているため、万が一、本件委託業務の履行時にシステム障害が発生した場合には、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際に、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。

そして、本件委託業務の履行が可能な者は、本市電子入札システムの開発業者として公開されていない技術情報を有し、また、本市財務会計システムの開発・保守業者として同システムに関する詳細な知識及び技術情報を有し、かつ、既契約保守管理業務の受託者である富士通 Japan 株式会社に特定される。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等のＳＥサポート業務

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等のＳＥサポート業務コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

6,811,200円

7 契約内容

税務オンラインシステム端末機器及び個人市・府民税課税支援システム端末機器の障害発生時に、原因調査及び復旧に向けた対処を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

税務オンラインシステムは日本電気株式会社製のエミュレーターソフトであるE T O S J Xにより動作している。

このE T O S J Xについては、その動作環境としての対象機器が日本電気株式会社製に限られているため、日本電気株式会社製の機器を使用している。

また、本市の税務オンラインシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用機及び関連する各種サーバー等を利用した動作環境において稼働するものであり、個人市・府民税課税支援システムは税務オンラインシステムと端末を共有している。

E T O S J X及び大型汎用機に関する詳細な技術情報は、日本電気株式会社が有しており、また、日本電気株式会社製の大型汎用機の利用を前提とする環境下において税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムが適切に稼働するための設定や保守、動作保証、障害発生時の対応などを行うことができる原因是、日本電気株式会社及び当該技術情報の使用を許諾するN E Cソリューションイノベータで構成された、当コンソーシアムの他にないことから随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

受渡システム端末設定等作業委託

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和7年7月25日

4 履行期間

令和7年7月25日から令和7年9月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

受渡システム端末増設に伴う機器設置等作業委託コンソーシアム

京都市中京区壬生坊城町24-1

代表者 NECフィールディング株式会社

6 契約金額（税込み）

6,085,530円

7 契約内容

デジタル化戦略推進室と各業務主管課との間でデータ（個人情報を含む）のやり取りをするために構築されたデータ受渡システムについて、庁舎移転に伴う設定作業を実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

データ受渡しシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用電子計算機及び個人市民税・府民税課税支援システム（以下「ACOSシステム等」という。）と同様に、基幹系ネットワーク上で稼働するシステムである。また、同システムは、日本電気株式会社及びNECフィールディング株式会社が基幹系ネットワーク内に構築したものであるため、本件専用端末の設定については、ACOSシステム等の運用に支障が生じぬよう、各種機能を正常に動作させなければならない。

ACOSシステム等の既存機能を損なうことなく、安定的なシステムの稼働環境を維持するための端末の設定作業を提供できるのは、日本電気株式会社の100%子会社であり、同社とコンソーシアムを組んで運用保守を担い、ACOSシステム等のハードウェア設定・設置及び環境構築を行っているNECフィールディング株式会社を含む企業で構成する「受渡システム端末増設に伴う機器設置等作業委託コンソーシアム」だけであるため、相手方として、随意契約の方法により契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

税務部及び市税事務所の庁舎移転に伴う端末機器等の移設等作業委託

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和7年5月30日

4 履行期間

令和7年6月1日から令和7年9月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

税務部及び市税事務所の庁舎移転に伴う端末機器等の移設等作業委託に係るコンソーシアム

京都市中京区壬生坊城町24-1

代表者 NECフィールディング株式会社

6 契約金額（税込み）

58,269,200円

7 契約内容

庁舎移転にあたって、税務オンラインシステム端末機器等の解体、梱包、搬入出、設置、配線、機器設定変更作業構築、疎通確認その他必要な作業を実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

移設作業の対象となるシステムについては、日本電気株式会社（以下、NEC）が構築し、運用及び保守を受けているシステムである。仮にNEC以外の業者が本契約を受託した場合、各システムの構造についてはNECにしかわからず、NECの技術情報を他社に開示してもらうこともできないため、NECとも設計支援等に係る契約を締結の上、各システムの各種機能の調査から開始して、各システム等の運用に支障が生じないよう本契約で移設する機器等を接続しなければならないことから、相当な調査時間と費用が見込まれる。

これらを踏まえると、既存の各種システム等の機能を損なうことなく、安定的なシステムの稼働環境を保守、運用することができるには、NECを含む企業で構成する「税務部及び市税事務所の庁舎移転に伴う端末機器等の移設等作業委託に係るコンソーシアム」だけであるため、契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

税証明書コンビニ交付システム運用保守業務

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

(当 初) 令和7年4月1日

(変更後) 令和7年8月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

税証明書コンビニ交付システム運用保守業務コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 7,893,600円

(変更後) 11,306,240円

7 契約内容

安定的に税証明書のコンビニ交付を行うため、また、個人情報が記載された税証明書を正確に発行するため、税証明書コンビニ交付システムの運用保守の提供を受ける。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

税証明書コンビニ交付システムは、日本電気株式会社製のパッケージシステムにより、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）及びNECソリューションイノベータ株式会社（以下「NES」という。）などで構成されるコンソーシアムが構築したものであり、当該パッケージシステムに係る著作権等排他的権利を有するNECと、同社から技術情報等の提供を受け、税コンビニの運用保守に必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNESでなければ本業務を履行することができない。

(変更契約の理由)

代表者から当初の契約額に、税証明書コンビニ交付システムで使用するAPサーバの運用保守経費を含めていなかったとの申出を受け、税証明書コンビニ交付システムにAPサーバの状態監視等は必要不可欠であることから、変更契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区久太郎町1丁目6番29号 JRE堺筋本町スクエア
株式会社インテック

6 契約金額（税込み）

5,856,180円

7 契約内容

地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用するため、審査システム等の運用等に関するサービスの提供を受ける。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

地方税に係る電子申告については、地方税共同機構が運用管理する電子申告システム（eLTAX）を利用しているが、当該システムと連接して稼働する電子申告審査システムについては、同機構の認定を受けた事業者のみがサービスを提供できるものである。同機構の認定を受けた事業者の中、これまで本市が利用している電子申告審査システムを保守・運用し、サービスを提供することができるのは、株式会社インテックのみである。

また、電子申告審査システムは、導入当初、入札により最も安価な見積額の提示があった同社と契約したものであるほか、他社システムに乗り換える（リプレイスする）場合は、利用料に加え、初期費用（導入費用）が必要となることから、現在使用しているシステムを継続して利用する方が明らかに安価である。

以上のことから、株式会社インテックを契約の相手方とし、契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市個人市・府民税課税支援システムの運用保守委託業務コンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

56,473,956円

7 契約内容

京都市個人市・府民税に係る課税支援システムの保守及び運用支援に関する業務を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市個人市民税・府民税課税支援システムは、株式会社リードコナンが開発・提供を行うパッケージシステムである「税務LAN」を基調として、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社が本市の基幹系システム基盤上に構築したものである。

本業務が履行できるのは、税務LAN開発事業者であり同システムに係る著作権等排他的権利を有する株式会社リードコナンと、環境構築及びバッチ処理等の運用構築を行った日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社のみであることから、契約の相手方がこれらの事業者で構成されるコンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約するものとする。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度地方税電子申告システム機器更改作業

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和 7 年 9 月 2 日

4 履行期間

令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

令和 7 年度地方税電子申告システム機器更改作業コンソーシアム
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

14,735,600 円

7 契約内容

電子申告システムに係る機器については、導入から 5 年が経過しており、経年劣化等による故障の恐れがあるため、機器更新を行う。また、それに伴い必要となるシステムの更改作業。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市の電子申告を取り巻くシステムやネットワークを含む稼働環境等については日本電気株式会社（代表者）と NEC ソリューションイノベータ株式会社との 2 社によるコンソーシアムが開発し、保守、運用している。

電子申告システムは既存のシステム（ホスト連携システム等）やネットワークと連接しているため、当該システムの機器更新作業等については、責任区分を明確にする必要がある。また、故障発生時の原因究明・修理等の対処を行うことが可能で、当該システムを安定的に稼働するよう各種設定作業等を行うことができる点が同コンソーシアムのみであるため、同コンソーシアムと随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「令和 7 年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム
岡山県岡山市南区豊成二丁目 7 番 16 号
株式会社両備システムズ

6 契約金額（税込み）

93,060,000 円

7 契約内容

土地及び家屋に係る固定資産税等の賦課に係る事務処理に当たり、株式会社両備システムズを代表とするコンソーシアムにより開発された課税支援システムについて、年間のサービス提供（運用保守）を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

対象のシステムは、平成 29 年度のプロポーザルにおいて選定したコンソーシアム構成企業各社が著作権を有する各システムを本市用に統合的に構築したものであり、本業務を履行することができるには、構築を実施した同コンソーシアムに限られるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和7年度）

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区壬生賀陽御所町3番地1 京都幸ビル4階
株式会社ゼンリン

6 契約金額（税込み）

34,870,000円

7 契約内容

固定資産税（家屋）の賦課業務に関して、新增築分家屋や滅失分家屋、課税の適正化に向けた家屋についての外観調査を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、新增築分家屋や滅失分家屋等を外観から把握するために現地調査業務の遂行能力が必要であり、また、大量の件数を短期間かつ定期的に履行することが求められる。技術経験に基づくノウハウや業務体制等により、成果物の性能、技術、履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであることから入札に適さず、事業者の能力や提案を評価するプロポーザル方式により、契約の相手方を選定することが適当であるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、提案業者を募集したところ、株式会社ゼンリン京都営業所の評価が高かったことから、同社を契約の相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税（土地）評価替え業務（令和7年度）

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月2日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地
大和不動産鑑定株式会社

6 契約金額（税込み）

41,750,500円

7 契約内容

固定資産（土地）評価の適正化及び公平化を図るために、令和9基準年度評価替えに向けて令和6基準年度の評価内容の見直しを行い、客観的な基準による適正かつ均衡の取れた路線価データの作成を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

固定資産税の評価替えは、地方税法及び固定資産評価基準に基づき3年度ごとに行うとされており、令和9基準年度評価替え業務は、令和6年度から令和8年度にわたり実施する。第2年度に当たる令和7年度は、前年度までに実施した標準宅地や価格形成要因等の見直し内容に基づき、評価替えデータの検証や固定資産評価要綱及び要領、土地価格比準表の見直し等の業務を行う必要がある。

また、上記業務を適正かつ安定的に行うためには、地方税法や固定資産評価基準のみならず、建築基準法や道路法等の関連法令も含めた幅広い知識の習得が不可欠であり、高度な専門性が求められる。

以上のことから、各年度の業務を積み上げて行う評価替え業務を適切に実施するには、令和6年度中に各価格形成要因の詳細を把握しており、固定資産税評価、不動産鑑定に精通している不動産鑑定士を複数人擁するとともに、東京都や大阪市においても同業務の実績を有し、路線価付設に関する技術的なノウハウの蓄積がある同社のほかになく、同社と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税土地評価入力支援業務委託

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
株式会社両備システムズ

6 契約金額（税込み）

34,760,000円

7 契約内容

- (1) 京都地方法務局が整備した不動産登記法第14条第1項に規定する地図（以下「14条地図」という。）に基づき、第2項に掲げる14条地図整備地域内（京都市右京区西京極西地区）の画地の認定、計測及び土地台帳への評価案の入力を京都市固定資産税課税支援システム（商品名：マルコポーロ・株式会社両備システムズ製）を使用して実施すること。
- (2) 上記14条地図整備地域以外の表示登記異動通知（令和7年1月～8月受付分）から約6,000筆抽出し、14条地図以外の表示登記異動について画地の認定、計測及び土地台帳への評価案の入力を本市が使用する京都市固定資産税課税支援システムを使用して実施し、その課題や解決方法等を本市に報告すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当委託業務は固定資産税（土地）の画地認定、画地計測及び土地台帳への評価入力を行う業務のため、業務を履行するために土地評価に関する知識が必要であり、また、大量の件数を短期間で履行する必要があるため、契約の相手方の能力、技術経験に基づくノウハウや業務体制等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであることから入札に適さず、事業者の能力、提案を評価するプロポーザル方式により、契約の相手方を選定することが適当であるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、提案業者を募集したところ、株式会社両備システムズの評価が高かったことから、同社を契約の相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税（土地）に係る令和8年度の時点修正に関する業務委託（令和6年7月1日から令和7年7月1日までの時点修正率）

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和7年7月16日

4 履行期間

令和7年7月17日から令和7年11月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6階
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会

6 契約金額（税込み）

22,410,400円

7 契約内容

地方税法附則第17条の2の規定により総務大臣が定める修正基準に基づき、令和6年7月1日から令和7年7月1日までの期間における地価の変動率（以下「時点修正率」という。）を令和8年度土地評価に反映させるため、鑑定による時点修正率の把握及び調整業務並びに帳票の作成等これに付随する業務を委託するもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、令和8年度の宅地の価格の修正のため、令和6基準年度標準宅地について、令和6年7月1日から令和7年7月1日までの地価の下落状況（令和8年度時点修正率）を把握する業務を委託するものであり、不動産鑑定評価に関する高度な専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している不動産鑑定士又は不動産鑑定士補（以下、「鑑定士等」という。）が行う必要があるとともに、本市の土地における価格形成要因は地域性が強いため、本市の地域の実情に精通している鑑定士等に鑑定評価を実施させる必要がある。

また、本市の下落状況を把握する標準宅地数は、2666地点（委託する標準宅地は2,548地点）であり、本委託契約で定める履行期間内（契約締結日から令和7年11月28日）に業務を遂行するためには、税の公平性、業務の効率性の観点からも、多数の不動産鑑定士が必要になる。

加えて、令和4年度に実施した「令和6基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務」において、各標準宅地の鑑定評価を行っているが、本委託契約で行う時点修正は、この標準宅地の鑑定評価を踏まえて行う必要がある。

以上のことから、地価の下落状況は、本市の地域の実情に精通しており、標準宅地の鑑定評価を

行っている鑑定士等が多数いなければ、適正な把握が行えない。

この点、公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下、「鑑定士協会」という。）は、京都府内に勤務地又は住所を有する不動産鑑定士及び京都府内に事務所を有する不動産鑑定業者等で構成されているため、本市内の土地事情に精通し、土地の価格形成要因を最も的確に把握し得ることができる団体であり、会員数も95名所属しているなど、業務における税の公平性、業務の効率性も担保されている。

また、鑑定士協会は、事業目的として、「不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図るため、不動産の鑑定評価等に関する普及啓発、調査研究、情報提供、研修等の事業を行い、もって京都府における不動産の鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に寄与すること」を掲げており、事業として、不動産の鑑定評価、不動産の鑑定業等に関する調査研究及び情報の収集提供並びに地方公共団体等が行う地価等の調査に対する支援等を行うなど、京都府の許可を得た社団法人の中で、府下唯一の不動産の鑑定評価に関する公益社団法人である。

その他、鑑定士協会は、令和4年度に「令和6基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務」を本市から受託し、標準宅地の鑑定評価を行っているとともに、令和5年度に「令和6年度の時点修正に関する業務委託（令和5年1月1日から令和5年7月1日まで）」、令和6年度にも「固定資産税（土地）に係る令和7年度の時点修正に関する業務委託（令和5年7月1日から令和6年7月1日まで）」の受託もしており、本市の地域の実情、土地の価格形成要因にも精通している。

以上のことから、本業務を受託できるのは、本市の地域の実情に精通している鑑定士等が多数所属しており、同業務の実績を有し、時点修正業務に関する技術的なノウハウの蓄積がある鑑定士協会のほかにないため、鑑定士協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和9基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務委託

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和7年9月25日

4 履行期間

令和7年9月26日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6階
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会

6 契約金額（税込み）

147,436,421円

7 契約内容

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）に対して、令和9基準年度評価替えに係る標準宅地等について、次に掲げる業務を委託する。

- (1) 地価公示地点又は京都府地価調査地点（以下「公示地点等」という。）と同一地点でない標準宅地の鑑定評価業務
- (2) 公示地点等と同一地点の標準宅地について、標準的な形状の宅地とした場合の価格を求めるための標準化補正業務
- (3) 京都府地価調査地点と同一地点の標準宅地について、令和8年1月1日時点の価格を求めるための時点修正業務
- (4) ゴルフ場用地の価格を求めるための鑑定評価業務
- (5) 田・畠・山林の価格を求めるための意見価格業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、固定資産税（土地）の算出基礎となる評価額の3年に1度の見直しのために、本市固定資産税標準宅地において、不動産鑑定士が令和8年1月1日時点の鑑定評価を行うものである。

鑑定評価に際しては、標準宅地ごとの立地状況や前面道路、周辺一帯の環境等を検証する実地調査が必要であり、並行して、法的規制や都市計画の確認等といった書面調査が欠かせない。このため、1人の不動産鑑定士が鑑定評価を行うことのできる地点数は70地点が限度である。約2,700地点ある本市標準宅地について、不動産鑑定士1人当たり70地点の鑑定評価を行う場合、必要人数は概ね38人となる（他政令市においても、不動産鑑定士1人当たり概ね70地点の鑑定評価を行っている。）。

また、鑑定評価価格の決定には、公的土地区画整理事業（地価公示、都道府県地価調査、相続税評価）との均衡及び標準宅地相互間の鑑定評価価格の均衡を総合的に考慮することとされていることから、本市のみならず隣接市を含めた調整が必要である。調整には不動産鑑定に関する高度の専門知識と、固定資産評価に関する知識に精通する者が当たる必要があり、同時に、京都市域の地勢を熟知し、土地の取引状況や地価公示地等の価格動向を把握する、事業所の所在地等が京都市内である不動産鑑定士が不可欠である。

本業務は、上記のとおり、事業所の所在地等が京都市内である不動産鑑定士を概ね38人動員する必要がある。鑑定士協会は、数十の事業者が所属しており、所在地が京都市内である事業者が擁する不動産鑑定士はあわせて60人を超えるため、要件を満たすことができる。

また、本市競争入札有資格者名簿において、事業所の所在地が京都市内であり、本業務を受託し得る不動産鑑定の事業者は鑑定士協会を除いて12あるが、いずれの事業者も擁する不動産鑑定士は数人足らずであり、単独で本業務の必要人数を動員することはできない。12の事業者が共同事業体を構成した場合でも、不動産鑑定士はあわせて25人のため、同じく必要人数を動員することはできない。

以上のことから、現状において本業務を履行できる者が鑑定士協会のほかにないため、鑑定士協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託

2 担当所属名

行財政局市税事務所法人諸税室

3 契約締結日

令和 7 年 3 月 31 日

4 履行期間

令和 7 年 3 月 31 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595-3 大同生命京都ビル 6 階
TOPPAN エッジ株式会社

6 契約金額（税込み）

19,893,357 円

7 契約内容

税額通知書等の作成から印字、圧着、裁断、製本、封入封緘、郵便局への配送までの一括業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、個人の所得情報や扶養情報等の個人情報を多々含んだ税情報を取り扱うものであり、受託者の経験に基づくノウハウや技術等により、セキュリティ一対策等に顕著な差異が現れることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定した業者と引き続き契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル（令和 6 年度に実施）により選定した受託候補者を相手方として、契約を締結し、経費支出を行う。なお、当該支出負担行為は、令和 6 年度に締結した契約の「後続する契約」にあたるものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市滞納整理支援システムの保守運用

2 担当所属名

行財政局市税事務所納税室収納対策担当

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「滞納整理支援システムの保守運用」コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

5,709,000円

7 契約内容

滞納整理支援システムを定常運用するために必要となるメンテナンス、障害発生時、障害発生後の対応及び各種問合せ対応等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務については、高度な専門技術や知識とともに、不具合が発生した場合でも迅速に解決するための同システムに関する詳細な技術情報が必要である。本委託対象である滞納整理支援システムは、パッケージソフトをカスタマイズしたものであり、カスタマイズ部分を除いた部分の保守は製造元である㈱シンク（コンソーシアム構成員）にしかできない。また、日本電気㈱製のACOS上で稼働する既存の税務オンラインシステムとデータ連携を行うことから、税務オンラインシステム等の機能を損なうことなく保守運用業務を行うためには、ACOSの仕様を熟知している必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市滞納整理支援システム機能改修委託業務（宿泊税対応）
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和7年8月4日
- 4 履行期間
令和7年8月5日から令和8年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「京都市滞納整理支援システム機能改修委託業務（宿泊税対応）」コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉢町8 京都三井ビルディング
代表者名 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,983,430円
- 7 契約内容
京都市宿泊税条例改正に伴い税率区分が3段階から5段階に細分化したことにより、滞納整理支援システム側でも正確な課税根拠を把握するため改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の改修対象である滞納整理支援システムは、パッケージソフトをカスタマイズしたものであり、カスタマイズ元のパッケージソフトの権利を保持している株シンクを含めたコンソーシアムでなければ、改修を行うことはできない。また、本契約は滞納整理支援システムとACOSシステムとの間でデータ連携を行う必要があり、ACOSシステムの運用保守を行っている日本電気株、NECソリューションイノベータ株と協力して作業を進める必要がある。そのため、滞納整理システムの開発から現在まで引き続き運用保守を行っているコンソーシアム代表会社の日本電気株と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

コンビニエンスストア及びスマートフォン用決済アプリにおける個人市府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び同税目に係る延滞金の収納事務及び代理納付事務

2 担当所属名

行財政局市税事務所納税室納税推進担当

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 71,610,000円

7 契約内容

コンビニエンスストアにおける納付事務については収納事務、スマートフォン用決済アプリによる納付については代理納付事務として、以下の内容を委託する。

- (1) コンビニエンスストア本部及びスマートフォンアプリ事業者（以下「コンビニ本部等」という。）から払い込まれた、本市が発行するコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書に基づく収納金の取りまとめに関すること。
- (2) 収納金の本市の指定する金融機関への払込みに関すること。
- (3) コンビニ本部等から配信された収納情報の取りまとめ及び本市への収納情報の配信に関すること。
- (4) 収納情報の原本である領収済通知書及び原符の保管に関すること。
- (5) 収納事務に係る当事者間の折衝及び報告等の調整に関すること。
- (6) 上記(1)から(5)に付随するもので、本市、収納代行業者及びコンビニ本部等が協議して合意した業務に関すること。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市税のコンビニエンスストア収納については、平成19年度から軽自動車税の当初発行分納付書に係る収納を参加希望型指名競争入札により決定した三菱UFJニコス株式会社に業務委託しており、その後、平成27年10月からはオンライン納付書及び一部のOCR納付書を対象に、収納対象税目を個人市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却

資産）及び軽自動車税に拡大、翌年4月1日からはこれらの税目の当初納付書・例月納付書等の全てのOCR納付書にまで対象を拡大している。

その間、順次納付書の発行及びその収納に係るシステムについてプログラム改修を行ってきたが、収納業務を三菱UFJニコス株式会社に委託している状態での改修であったため、三菱UFJニコス株式会社の仕様に即したシステムとなっている。

このため、現行の本市収納システムは納付書発行や消込データの取り込み等について、三菱UFJニコス株式会社1社のみに対応している。一方、現在、国が進める電算システムの標準化によるシステム再構築が予定されている中、多額の費用を要するシステム改修はできない。

上記の理由により、現行システムにおいて当該業務を円滑に遂行できるのは三菱UFJニコス株式会社のみであることから、競争入札に適していないため三菱UFJニコス株式会社を相手方とし随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務

2 担当所属名

行財政局市税事務所納税室納税推進担当

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

愛知県北名古屋市鹿田 3962 番地 2

エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社

6 契約金額（税込み）

(予定総額) 32,640,949 円

7 契約内容

市税収納金の収納消込事務の電算処理の円滑化を図るために以下の内容を委託する。

- ① 市税収納金領収済通知書データ作成システムのプログラム保守
- ② 市税収納金領収済通知書データ作成業務の運用手順作成及び変更管理
- ③ 市税収納金領収済通知書データ作成業務のパンチ指示書の作成
- ④ 市税収納金領収済通知書データ作成業務処理センター運営管理
- ⑤ 市税収納金領収済通知書データ作成業務処理用コンピュータ、OCR機器等の更新・保守計画策定
- ⑥ 市税収納金領収済通知書データ作成業務の統括窓口
- ⑦ 市税収納金領収済通知書のパンチ
- ⑧ 市税収納金領収済通知書OCR機読取・分類オペレーション
- ⑨ 市税収納金領収済通知書データ作成処理コンピュータのオペレーション
- ⑩ 収納機関別の枚数、金額の検証・照合作業
- ⑪ 市税収納金領収済通知書の分類作業
- ⑫ 市税収納金領収済通知書の保存
- ⑬ 地方税ポータルシステム(e-LTAX)からの地方税共通納税システムによる納付分納付データの受信
- ⑭ 地方税共通納税システムによる納付分納付データの市税収納金領収済通知書データ形式への編集及び市税収納金領収済通知書データ作成システムへの登録

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、市税に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を収録したデータを作成し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。本件における照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかで安全な運搬ルートが構築されているのは、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社（以下「MUTBO」という。）1社である。

MUTBOは、平成28年10月まで本業務を受託していたTIS株式会社と本市指定金融機関である三菱東京UFJ銀行（現：三菱UFJ銀行）の共同出資により、自治体の公金収納事務の課題解決等を支援することを目的として、平成23年7月に設立された会社であり、公金収納業務をTIS株式会社から移管されたMUTBOは、TIS株式会社が持つ公金収納事務の電算処理化業務のノウハウと実績を承継し、三菱UFJ銀行が公金収納事務に特化して開発した総合収納システムを利用した高度なサービスを提供可能な唯一の事業者である。

総合収納システムは、データ伝送をLGWAN回線で行うため安全性・利便性の確保が図られること、データに実収納日が反映できること、各システムへのデータ反映までに要する日数が短縮出来ること、スキャンされた領収済通知書を画面で容易に検索・確認できることや公金収納の多様化が進む中で収納チャネル拡大に対応できることなど、本市が公金収納事務を行うに当たり必要不可欠としている機能を持ったシステムである。

また、以下に挙げる点からも、MUTBOを委託先として選定することが適当である。

- ① MUTBO以外の第三者が収納金の電子データの作成及び加工等を行うこととすると、改めて収納代理金融機関ごとの領収済通知書の枚数と合計金額の照合及びそれについての確認作業、記入漏れ及び判読不能分の領収済通知書の抽出及びその調査を行わなければならないなど、当該業務が著しく遅滞するおそれがあること。
- ② MUTBO以外の第三者が本委託業務を行うこととなると、現在、保険年金課や幼保総合支援室等の所管分と一緒にしている領収済通知書の運搬作業及びデータ化において、別途の作業が発生することから、経費及び処理時間が増大し、本市全体として経済的合理性を欠く可能性が生じること。
- ③ 総合収納システムの利用については、各業務の収納機能共通化に大きく寄与するものであり、会計室、デジタル化戦略推進室及び他業務（国民健康保険等）の収納事務所管課も含めた全府的な収納機能共通化の方針に基づくものであること。

以上のことから、公金収納事務の電算処理化業務の高度な技術と蓄積されたノウハウ、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法及び三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートを承継し、契約内容の確実で速やかな履行及び、総合収納システムの利用による高度なサービスの提供が可能で、かつ全府的な方針にも適う委託先は、TIS株式会社と三菱UFJ銀行両社の出資を受けるMUTBO 1社だけである。本件契約で委託する役務は、他の役務をもって代替させることができない役務であり、調達の相手方が特定されているため、同社を相手方として、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応）（開発））

2 担当所属名

行財政局市税事務所軽自動車税事務所

3 契約締結日

令和7年6月16日

4 履行期間

令和7年6月17日から令和7年11月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応））コンソーシアム

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

34,164,262円

7 契約内容

令和7年度税制改正に係る原付バイク新基準導入に伴い、本市税務オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、新基準車両を登録できるようにするためのシステム改修業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

日本電気株式会社とその関連会社（以下、「当該業者等」という。）が、本システムの開発業者であり、現状、本システムの保守を実施しているのが当該業者等であることから、システム改修及びそのトラブルにも対応できる唯一の業者である。このことから、当該業者等からなる「税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応））」コンソーシアムに委託しなければ、システム全体の稼働保障が得られないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応）（総合テスト））（令和7年度分）

2 担当所属名

行財政局市税事務所軽自動車税事務所

3 契約締結日

令和7年9月2日

4 履行期間

令和7年9月3日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応））コンソーシアム

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

7,294,540円

7 契約内容

令和7年度税制改正に係る原付バイク新基準導入に伴い、本市税務オンラインシステム（以下、「本システム」という。）について、新基準車両を登録できるようにするためのシステム改修に関する総合テスト作業及び本番環境への移行作業業務（令和7年度分）を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

日本電気株式会社とその関連会社（以下、「当該業者等」という。）が、本システムの開発業者であり、現状、本システムの保守を実施しているのが当該業者等であることから、システム改修及びそのトラブルにも対応できる唯一の業者である。このことから、当該業者等からなる「税務オンラインシステム機能改修業務（令和7年度税制改正に係る軽自動車税システム改修（原付バイク新基準導入対応））」コンソーシアムに委託しなければ、システム全体の稼働保障が得られないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり